恵庭市移住支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、恵庭市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏から恵庭市に移住して就職、起業又はテレワーク移住をした者に対し、移住支援金を交付することについて、北海道が定めるＵＩＪターン新規就業支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、使用する用語は、次項に定めるものを除き、実施要領において使用する用語の例による。

２　次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　中小企業等　北海道が選定した法人であって、北海道が開設する東京圏に在住する求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に移住支援金の対象として求人情報を掲載しているものをいう。

（２）　東京圏　東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の区域のうち、別表に掲げる条件不利地域を除いた区域をいう。

（３）　移住支援金　北海道と恵庭市が共同して実施する北海道ＵＩＪターン新規就業支援事業（移住支援金事業及びマッチング支援事業をいう。）に係る補助金をいう。

（移住支援金の額）

第３条　移住支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　単身の場合　６０万円

（２）　２人以上の世帯の場合　１００万円

（３）　１８歳未満の世帯員を帯同して移住する場合　１８歳未満の者一人につき１００万円

（交付対象者）

第４条　移住支援金の交付の対象となる者は、次の第１号に定める要件を満たし、かつ第２号、第３号又は第４号までのいずれかの要件に該当するものとする。ただし、２人以上の世帯の交付の申請をする場合にあっては、第１号及び第５号の要件を満たす申請者を対象とする。

（１）　移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに全て該当すること。

ア　移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ｱ)　住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区内に在住又は東京圏に在住し、東京２３区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京２３区内の大学等へ通学し、東京２３区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(ｲ)　住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤をしていたこと（ただし、東京２３区内への通勤の期間については、住民票を移す３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。）。

イ　移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ｱ)　令和２年４月１日以降に恵庭市に転入した者。

(ｲ)　移住支援金の交付申請時において、転入後３か月以上１年以内である者。

(ｳ)　恵庭市に、移住支援金の交付申請日から５年以上、継続して居住する意思を有している者。

ウ　その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ｱ)　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(ｲ)　日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ｳ)　その他北海道及び恵庭市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（２）　就職に関する要件

ア　一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ｱ)　勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(ｲ)　就職先について、北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ｳ)　就職者にとっての３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(ｴ)　期間の定めのない労働契約に基づく中小企業等への就職であって、当該就職に係る１週間の所定労働時間が２０時間以上であり、かつ、申請日において連続して当該中小企業等に３か月以上在職している者であること。

(ｵ)　上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(ｶ)　当該法人に、移住支給金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(ｷ)　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

（３）　起業に関する要件

１年以内に北海道が実施する地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付の決定を受けていること。

（４）　テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ　内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

（５）　世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ　申請者を含む２人以上の世帯員が交付申請時において、同一世帯に属していること。

ウ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、令和２年４月１日以降に恵庭市に転入したこと。

エ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、交付申請時において転入後３か月以上１年以内であること。

オ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付の予備登録申請）

第５条　移住支援金の交付申請を予定している者は、前条１号の要件を満たし、かつ前条第２号から第４号までのいずれかの要件に該当する予定であることを確認し、次条の規定による移住支援金の交付の申請前に、あらかじめ次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期限までに恵庭市移住支援金交付予備登録申請書（様式第１号）を恵庭市長に提出しなければならない。

（１）中小企業等に就職する場合　当該中小企業等に就職した日から起算して１か月以内

（２）起業又はテレワーク移住をする場合　恵庭市に転入をした日から起算して１か月以内

（交付の申請）

第６条　移住支援金の交付申請者は、恵庭市へ転入後３か月以上経過し、かつ、中小企業等に連続して３か月以上在職した後、恵庭市移住支援金交付申請書（様式第２号）に次に掲げる書類を添付し、恵庭市長に提出するものとする。

（１）　恵庭市移住支援金の交付申請に関する誓約書（様式第２号の１）

（２）　恵庭市移住支援金事業に係る個人情報の取扱いに関する誓約書（様式第２号の２）

（３）　移住者の就業先の就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第３号の１、様式第３号の２）

（４）　本人確認書類

（５）　その他市長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに恵庭市移住支援金交付決定通知書（様式第４号。）以下、「交付決定通知書」という。）により、当該申請者に通知する。

２　前項に規定する審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認めたとき、又は予算上の理由等により当該年度における交付が不可であるときは、当該申請者に文書により通知する。

（移住支援金の交付）

第８条　交付決定を受けた申請者は、市長が指定する恵庭市移住支援金請求書（様式第５号）を恵庭市長に提出するものとする。

２　恵庭市長は、交付決定を受けた申請者に対して、請求書の提出から３か月以内に、移住支援金の交付を行う。

（交付決定通知書の再交付）

第９条　申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、恵庭市移住支援金交付決定通知書再交付願（様式第６号）を恵庭市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第１０条　恵庭市長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに恵庭市移住支援金交付決定通知書（再交付）（様式第７号）を申請者に交付する。

（対象者要件の変更見込み報告）

第１１条　移住支援金の交付を受けた者は、移住支援金の交付申請日から５年以内に恵庭市から転出する見込みとなったとき、移住支援金の交付申請日から１年以内に就業した中小企業等を退職する見込みとなったとき、又は第４条第３号に係る交付決定を取り消されたときは、速やかに恵庭市長に報告するものとし、その指示を受けなければならない。

（報告及び立入調査）

第１２条　恵庭市長は、移住支援金の交付及び当事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金の申請者及び交付の決定を受けた者並びに中小企業等に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第１３条　恵庭市長は､移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、就職していた中小企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして北海道及び恵庭市長が認めた場合はこの限りではない。

（1）　全額の返還は次に掲げる要件とする。

ア　虚偽の交付申請等をした場合。

イ　移住支援金の交付申請日から３年未満に恵庭市から転出した場合。

ウ　移住支援金の交付申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合。

エ　第４条第３号に係る交付決定を取り消された場合。

（２）　半額の返還は次に掲げる要件とする。

ア　移住支援金の交付申請日から３年以上５年以内に恵庭市から転出した場合。

（雑則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、北海道と恵庭市が協議して定める。

附　則

この要綱は、令和２年４月９日から実施する。

附　則

この要綱は、令和３年６月７日から実施する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から実施する。

令和４年４月１日より前に恵庭市に転入した者については、改正後の第３条第３号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から実施する。

令和５年４月１日より前に恵庭市に転入した者については、改正後の第３条第３号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第２条関係）

都県名	条件不利地域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県	山北町、真鶴町、清川村